

国道利第9号
国道メ企第41号
国道環第52号
令和5年6月28日

各都道府県担当部長 殿
各指定市担当局長 殿

国土交通省道路局
路政課長
国道・技術課長
環境安全・防災課長

「電柱による道路の占用の禁止に関する運用指針について」の一部改正について

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項に基づく電柱による道路の占用の禁止の取扱いについては、「電柱による道路の占用の禁止に関する運用指針について」（平成31年4月1日付け国道利第44号、国道メ企第32号、国道環125号）を参考に適切に対応してもらっていたところですが、今般、「道路法第37条による占用禁止又は制限に係る当面の運用について」（令和5年6月28日付け国道利第6号、国道メ企第38号、国道環第49号）の発出に伴い、通知の一部を別紙のとおり改正しましたので通知します。

各地方公共団体におかれましては、電柱による占用の禁止の取扱いの参考としてください。

また、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あて、この旨通知願います。

- 電柱による道路の占用の禁止に関する運用指針について（平成 31 年 4 月 1 日付け国道利第 33 号、国道メ企第 32 号、国道環第 125 号）
（下線部分が改正部分）

改正後	現 行
<p>道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項に基づく電柱による道路の占用の禁止の取扱いについて、この度、<u>警察庁交通規制課、経済産業省資源エネルギー庁電力基盤整備課及び総務省情報流通行政局衛星・地域放送課、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課並びに送配電網協議会、日本電信電話（株）</u>と調整の上、別添のとおり運用指針をまとめたので通知します。</p> <p>なお、本指針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれましては、電柱による占用の禁止の取扱いの参考として下さい。また、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あて、この旨通知願います。</p>	<p>道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項に基づく電柱による道路の占用の禁止の取扱いについて、この度、<u>関係省庁及び関係事業者</u>と調整の上、別添のとおり運用指針をまとめたので通知します。</p> <p>なお、本指針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれましては、電柱による占用の禁止の取扱いの参考として下さい。また、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あて、この旨通知願います。</p>
<p>別添</p> <p style="text-align: center;">電柱による道路の占用の禁止に関する運用指針</p> <p><u>第 1 対象物件及び対象の道路の区域</u></p> <p>1 ～ 3 （略）</p> <p>4 電柱による占用を禁止する道路の区域（法第 37 条第 1 項第 3 号関係）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) (1) の「都道府県又は市町村が定める都市計画や防災計画等において、防災上重要と位置付けられている道路等のうち必要なもの」については、例えば、次のアからオまでに掲げるものが考えられるが、これにとらわれることなく、都道府県又は市町村において定められた計画等を踏まえ、道路管理者として必要と認める道路について指定することが望ましい。</p> <p>ア 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、<u>地方公共団体</u>が作成した地域防災計画に定められた避難路</p>	<p>別添</p> <p style="text-align: center;">電柱による道路の占用の禁止に関する運用指針</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 ～ 3 （略）</p> <p>4 電柱による占用を禁止する道路の区域（法第 37 条第 1 項第 3 号関係）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) (1) の「都道府県又は市町村が定める都市計画や防災計画等において、防災上重要と位置付けられている道路等のうち必要なもの」については、例えば、次のアからオまでに掲げるものが考えられるが、これにとらわれることなく、都道府県又は市町村において定められた計画等を踏まえ、道路管理者として必要と認める道路について指定することが望ましい。</p> <p>ア 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、<u>地方自治体</u>が作成した地域防災計画に定められた避難路</p>

イ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づき、地方公共団体が作成した地域防災計画に定められた避難路

ウ 津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）に基づき、地方公共団体が作成した計画に定められた避難路

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、地方公共団体が作成した地域防災計画に定められた避難路

オ アからエに掲げる避難路以外で、災害時に重要な役割を果たす路線として、都市計画マスタープラン等、地方公共団体が作成した計画に定められた道路

第 2 電柱による道路の占用の禁止を実施する方法

1 基本的な考え方

(1) 占用制限の対象とする緊急輸送道路には、緊急輸送道路に指定されることが予定されている道路も含まれる。道路の新設又は改築が行われる場合には、緊急輸送道路に指定されることが予定されている道路については、可能な限り、道路予定区域の権原取得後速やかに占用制限をかけるように対応することが望ましい。

なお、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線として地域防災計画に指定される道路であれば、その名称を問わず、占用制限の対象として差し支えない。

(2) 高規格幹線道路及び高規格幹線道路以外の有料道路については、本線上に電柱を設置することが想定されない実態に鑑み、電柱による占用を禁止する必要性に乏しいことから、当面の間、対象としないこととして差し支えない。

(3) 占用制限の開始日時点において管理する道路区域について、図面作成作業の簡素化、指定漏れの防止等の観点から、トンネル、橋等も含めた全域を対象とすることが望ましい。

(4) 法第37条第1項に基づき、区間ではなく区域を指定することとなることから、拡幅工事等により道路区域を変更した場合に、当該区域が緊急輸送道路等に含まれるときには、その都度、占用制限をかける区域の指定を行うことが望ましい。

なお、法第37条第2項に基づく警察署長協議についても、

イ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づき、地方自治体が作成した地域防災計画に定められた避難路

ウ 津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）に基づき、地方自治体が作成した計画に定められた避難路

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、地方自治体が作成した地域防災計画に定められた避難路

オ アからエに掲げる避難路以外で、災害時に重要な役割を果たす路線として、都市計画マスタープラン等、地方自治体が作成した計画に定められた道路

(新設)

(新設)

その都度行うことが望ましい。

(5) 現に占用制限をかけている道路区域が、他の道路管理者への移管、廃道等により道路管理者として管理する道路から外れた場合は、道路管理者は、制限区域の指定を解除する手続は不要として差し支えない。

(6) 現に占用制限をかけている道路区域が、バイパスの新設等に伴い緊急輸送道路等から外れた場合は、当該区域について占用制限を継続することが、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認められるかどうかについて、個別に判断することが望ましい。

2 新設電柱による道路の占用を禁止する区域

指定した期日ののちに新たに設置される電柱（以下、「新設電柱」という。）については、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める区域（法第37条第1項第1号関係）、幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合（同項第2号関係）及び災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める区域（同項第3号関係）について道路の占用を禁止すべきである。

3 既設電柱による道路の占用を禁止する区域

(1) 対象とする区域

電柱による道路の占用を禁止する日として道路管理者が公示した日より前になされた、法第32条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可又は法第35条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱（以下、「既設電柱」という。）については、2に定める法第37条第1項第3号関係のうち、無電柱化事業の事業中又は予定している区間や地域防災計画上、電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など、防災上の優先度の高い区間として、第3-1に定める「既設電柱占用制限導入計画」に定める区域について対象とすべきである。

なお、防災・強靱化目的のための無電柱化の推進については、無電柱化推進計画（令和3年5月25日国土交通大臣決定）において、

(新設)

(新設)

市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は、占有者が一者で電線共同溝方式が困難な区間を除き道路管理者が主体的に実施する。

長期停電や通信障害の防止を目的とする区間、占有者が一者で電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施する。

上記が重複する区間は道路管理者、電線管理者が連携して実施する。

とされていることに留意することが望ましい。

(2) 既設電柱による道路の占有を禁止する区域の優先度について

既設電柱による道路の占有の禁止を導入する区域の優先度の高い区間を選定するにあたっては、緊急輸送道路等のうち、無電柱化事業の事業中及び予定している区間や地域防災計画上、電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間を踏まえることとし、それぞれについて、下記の検討の優先順位も踏まえ、道路管理者、防災部局とも連携し検討することが望ましい。

ア 無電柱化事業の事業中及び予定している区間

(ア) 電線共同溝を整備することについて地区協議会において合意しており、電線共同溝整備事業の事業中又は予定をしている区間

(イ) 単独地中化などの無電柱化を地区協議会において合意しており、無電柱化事業の事業中又は予定をしている区間

(ウ) 道路管理者が、無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)第12条に基づき、「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占有の場所に関する技術的細目の取扱いについて(平成31年4月1日付国道利第43号・国道環第122号等国土交通省道路局路政課長、環境安全・防災課長等通知)」記3(3)に定める、道路を掘削する工事(車道拡幅、歩道整備、自転車道整備等)着手の2年前までに道路を掘削する工事が実施される旨の通知がなされた区間

イ 地域防災計画上、電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間

(ア) 道路啓開計画における優先ルート区間や沿道建物の耐震補強状況等を踏まえた地域防災計画における重要な区間

(イ) 高規格道路のインターチェンジなどの交通拠点と地域防災計画に位置づけられた(広域)防災拠点を結ぶ区間

(ウ) 地域防災計画に位置づけられた広域防災拠点と防災拠点を結ぶ区間

(エ) 地域防災計画に位置づけられた防災拠点と防災拠点を結ぶ区間

4 指定の時期について

(1) 新設電柱

2の道路区域について必要に応じ指定すべきである。なお、既に指定しているものについて本指針を踏まえ再度指定しなくても差し支えない。

(2) 既設電柱

既設電柱の占用の禁止を行う際には、「既設電柱占有制限導入計画」に基づき、占用の禁止を開始する区域毎に、順次、既設電柱による占有を禁止する道路の区域を指定すべきである。

5 公示日から占用の禁止を開始するまでの間

(1) 新設電柱

当初の新設電柱による占有を禁止する区域の指定に当たっては、占用の禁止をかける道路区域が広く周知期間を十分に確保する必要があることなどから、公示日と占用の禁止の開始日との間は、原則として2～3週間空けることが望ましい。次回以降の区域の指定にあたっては、道路管理者において個別に公示日と占用の禁止の開始日との期間を設定して差し支えない。

(2) 既設電柱

ア 公示後、一定の期間（以下「猶予期間」という。）の日以降に占用の禁止を開始すべきである。

イ 猶予期間は、最大10年とすべきである。ただし、電線共同溝の建設又は増設が予定されていること等により、10年より短い期間とすることができる場合には、その期間とす

(新設)

(新設)

ることが望ましい。

ウ 4(2)に定める指定をした道路の区域について、道路管理者は、電線管理者から、公示後速やかに第32に定める「既設電柱撤去計画」により撤去に向けた計画の報告を受けるとともに、その進捗状況の報告を受けべきである。

エ 既設電柱について、最大10年間の猶予期間を設けるべきこととした趣旨は、電柱の占用期間が最大10年以内とされていること等を踏まえ、10年間を設定したものである。なお、既設電柱の撤去にかかる電線管理者への損失補償について、猶予期間として適切な期間(最大10年)を設けて更新を許可しない(地中での電線の占用は許可する)場合には、原則として補償をする必要はないものとする。ただし、移設費が著しく高額なケースなど、「社会通念上の受忍義務の範囲を超える損失」の発生が見込まれる場合には、個別具体的に補償を検討することが望ましい(軒下・裏配線方式による無電柱化の場合における費用負担については、「軒下・裏配線方式及び同時整備について」(平成22年2月24日付け事務連絡)を参考にすることが望ましい。)

6 仮設電柱の取扱い (略)

7 既設電柱による占用を禁止する道路の区域における例外

災害等によりやむを得ない事情がある場合には、占用の禁止の内容を変更し、必要な期間、猶予期間を延長することができるものとして差し支えない。

この際、必要な期間を加味した猶予期間を内容とする指定を改めて行う必要がある。

5 仮設電柱の取扱い (略)

6 既設電柱の取扱い

(1) 電柱による道路の占用を禁止する日として道路管理者が公示した日より前になされた、法第32条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可又は法第35条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱については、当分の間、占用を認めることとしても差し支えない。

(2) 当該電柱の更新又は移設についても、当分の間、認めることとしても差し支えない。ただし、当該電柱の更新とは、老朽化等を原因として既設電柱を除却することが必要となった場合に、更新前の電柱と同一場所に新たな電柱を設置することをいい、当該電柱の移設とは、移設元の電柱に近接する場所に、移設元の電柱と同一のサービスの提供を行うための電柱を設置することをいう。

(3) (1)及び(2)において、「当分の間」としているのは、道路法令上、電柱による道路の占用を継続するためには、10年ごとに占

8 意見聴取

(1) 新設電柱

新設電柱による占有を禁止する道路の区域を指定しようとする場合には、地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会を活用するなどして、あらかじめ関係地方公共団体の防災担当部局、電気事業者、電気通信事業者等の関係事業者及び防災に知見を有する有識者等の意見を聴取した上で指定すべきである。

(2) 既設電柱

既設電柱による占有を禁止する道路の区域を指定しようとする場合における、関係事業者及び防災に知見を有する有識者等からの意見聴取については第3 4 (1)に記載の「既設電柱占有制限導入計画」の策定に際しての意見聴取をもって代えるものとして差し支えない。

(10へ移動)

(削除)

(削除)

用許可を更新する必要がある、現在の許可期間を超える占有許可を保障するものではないことを明らかにするためである。

(4) 法第71条第2項に基づく監督処分により移設される電柱の占有については認めるべきではない。

(新設)

7 占有の禁止又は制限の公示等

(1) 占有を禁止し、又は制限する道路の区域を指定しようとする場合においては、法第37条第3項に基づき、あらかじめその旨を公示するものとする。この時、ホームページに掲載するなどの適切な方法により周知を図ることが望ましい。

また、区域の指定を解除しようとする場合においても同様に、周知を図ることが望ましい。

(2) 当初の占有制限をかける区域の指定に当たっては、占有制限をかける道路区域が広く周知期間を十分に確保する必要があることなどから、公示日と占有制限の開始日との間は、原則として2～3週間空けることが望ましい。次回以降の区域の指定に当たっては、道路管理者において個別に公示日と占有制限の開始日との期間を設定して差し支えない。

8 地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会の活用

電柱による占有を禁止する道路の区域を指定しようとする場合には、地方ブロック無電柱化協議会を活用するなどして、あらかじ

め関係地方公共団体の防災担当部局、電気事業者、電気通信事業者等の関係事業者及び防災に知見を有する有識者等の意見を聴取した上で指定すべきである。

無電柱化事業を実施するに当たっては、電柱による占用を禁止された道路区域においても同様に、「無電柱化推進計画」(平成30年4月6日国土交通大臣決定)に基づき、地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等、無電柱化の推進に係る調整を行うべきである。その際、地方ブロック無電柱化協議会等に参加していない中小電線管理者等の意見の適切な聴取に努めるべきである。

9 地元協議会の設置 (略)
(7から移動)

10 警察署長協議 (略)
(新設)

9 地元協議会の設置 (略)

10 占用の禁止又は制限の公示等

占用を禁止し、又は制限する道路の区域を指定しようとする場合においては、法第37条第3項に基づき、あらかじめその旨を公示するものとする。この時、ホームページに掲載するなどの適切な方法により周知を図ることが望ましい。

また、区域の指定を解除しようとする場合においても同様に、周知を図ることが望ましい。

11 警察署長協議 (略)

第3 「既設電柱占用制限導入計画」及び「既設電柱撤去計画」等について

1 「既設電柱占用制限導入計画」

「既設電柱占用制限導入計画」には、既設電柱を撤去する路線名、区域、撤去する電柱本数等を定めるものとする。なお、他の道路管理者が管理する道路と一体的に電柱の占用の禁止を実施することによりその効果が発揮される場合には、当該道路管理者との間で調整を行い、「既設電柱占用制限導入計画」を定めることが望ましい。

2 「既設電柱撤去計画」

「既設電柱撤去計画」での報告を受ける際は、「既設電柱占用制限導入計画」に基づき公示された内容毎に、既設電柱を撤去する路線名、区域、年度毎に撤去する電柱本数等について報告を受けるものとする。なお、「既設電柱撤去計画」及びその進捗状況については、道路管理者に報告したのちに、電線管理者により地方ブ

ロック無電柱化協議会及び都道府県部会で共有されることとなっている。

3 公表

「既設電柱占用制限導入計画」を作成したとき、若しくは電線管理者から「既設電柱撤去計画」の報告を受けたとき、又はその進捗状況の報告を受けたときについては、道路管理者のホームページ等により公表することが望ましい。

4 意見聴取

(1) 「既設電柱占用制限導入計画」を作成しようとする場合には、地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会を活用し、あらかじめ関係地方公共団体の防災担当部局、電気事業者、電気通信事業者等の関係事業者及び防災に知見を有する有識者等の意見を聴取すべきである。

(2) (1)に定める意見聴取は、主に、電線管理者の既設電柱の撤去のペースや費用負担、地域住民が受けているサービス利用の継続性の確認を行うために実施するものであり、地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会を開催して行うことが望ましい。防災に知見を有する有識者等がその構成員に含まれていない場合は、個別に意見聴取を行うことが望ましい。このとき、文書による意見照会とすることは差し支えない。

第4 その他

1 都道府県又は市町村が法第 37 条第 1 項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 2 条第 3 項に規定する電線共同溝に係る電線共同溝の占用予定者（同法第 5 条第 2 項に規定する電線共同溝の占用予定者をいう。）に対し電線共同溝への電線の敷設工事（これに附帯する工事を含む。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、電線敷設工事資金貸付金の活用が可能であることから、当該貸付金の活用を希望する場合は、各地方整備局道路部道路管理課等に相談するものとする。

2 法第 37 条第 1 項の規定に該当するものとして電柱による道路の占用を禁止することに鑑み、電気事業者又は電気通信事業者以外の者が、当該道路に電柱に類する柱状の物件を設置しようとする

11 その他

(1) 都道府県又は市町村が法第 37 条第 1 項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 2 条第 3 項に規定する電線共同溝に係る電線共同溝の占用予定者（同法第 5 条第 2 項に規定する電線共同溝の占用予定者をいう。）に対し電線共同溝への電線の敷設工事（これに附帯する工事を含む。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、電線敷設工事資金貸付金の活用が可能であることから、当該貸付金の活用を希望する場合は、各地方整備局道路部道路管理課等に相談するものとする。

(2) 法第 37 条第 1 項の規定に該当するものとして電柱による道路の占用を禁止することに鑑み、電気事業者又は電気通信事業者以外の者が、当該道路に電柱に類する柱状の物件を設置しよう

る場合には、車両の能率的な運行又は歩行者の安全かつ円滑な通行を阻害するおそれや災害が発生した場合における当該物件の倒壊のおそれ等を踏まえて占用許可の可否を判断するものとする。

3 無電柱化は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を目的としている。今般、法第 37 条第 1 項の規定により、車両の能率的な運行、歩行者の安全かつ円滑な通行又は災害が発生した場合における被害の拡大の防止の観点から道路上における電柱の占用を禁止することとしており、良好な景観の形成を目的としていないが、これは良好な景観の形成の目的が他の目的に比べ必要性が低いことを意味するものではない。今後、同項の規定の取扱いにかかわらず、地域の協力を得て行う軒下配線方式や裏配線方式等の多様な手法を用いて、良好な景観の形成を目的とした無電柱化にも積極的に取り組むことが望ましい。

4 既設電柱による占用の禁止が行われていない道路の区域における既設電柱の占用については、当面の間、認めることとしても差し支えない。当該電柱の更新・移設についても、当面の間、認めることとしても差し支えない。

なお、法第 71 条第 2 項に基づく監督処分により移設される電柱の占用は認めるべきではない。

5 4において、「当面の間」認めることとした場合における、既設電柱の更新・移設とは、以下のことをいう。

(1) 既設電柱の更新とは、老朽化等を原因として既存の電柱を
除却することが必要となった場合に、更新前の電柱と同一場
所に新たな電柱を設置することをいう。

(2) 既設電柱の移設とは、移設元の電柱に近接する場所に、移
設元の電柱と同一のサービスの提供を行うための電柱を設置
することをいう。

とする場合には、車両の能率的な運行又は歩行者の安全かつ円滑な通行を阻害するおそれや災害が発生した場合における当該物件の倒壊のおそれ等を踏まえて占用許可の可否を判断するものとする。

(3) 無電柱化は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を目的としている。今般、法第 37 条第 1 項の規定により、車両の能率的な運行、歩行者の安全かつ円滑な通行又は災害が発生した場合における被害の拡大の防止の観点から道路上における電柱の占用を禁止することとしており、良好な景観の形成を目的としていないが、これは良好な景観の形成の目的が他の目的に比べ必要性が低いことを意味するものではない。今後、同項の規定の取扱いにかかわらず、地域の協力を得て行う軒下配線方式や裏配線方式等の多様な手法を用いて、良好な景観の形成を目的とした無電柱化にも積極的に取り組むことが望ましい。

(新設)

(新設)